

資 料 編

資料1 関係機関の連絡先

紀の川市

機 関 名	所 在 地		電話番号	F A X 番号
紀の川市役所（本庁）	紀の川市西大井338	代表	0736-77-2511	0736-77-4910
		危機管理消防課	0736-77-1300	0736-77-2514
		防災	7-030-220 -400	7-030-220 -499
粉河支所	紀の川市粉河580		0736-73-3311	0736-73-6162
那賀支所	紀の川市名手市場144-1		0736-75-3111	0736-75-3117
桃山支所	紀の川市桃山町元376		0736-66-1100	0736-66-1681
貴志川支所	紀の川市貴志川町神戸331		0736-64-2525	0736-64-6599
鞆渕出張所	紀の川市中鞆渕1041		0736-79-0001	0736-79-0393

指定行政機関

機 関 名	所 在 地		電話番号	F A X 番号
消防庁	東京都千代田区霞ヶ関2-1-2	代表(FAX総務課)	03-5253-5111	03-5253-7531
		防災	7-048-500 -9049013	7-048-500 -49033
		宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553
		防災	7-048-500 -9049101	7-048-500
			7-048-500 -9049102	-49036

指定地方行政機関

機 関 名	所 在 地		電話番号	F A X 番号
近畿農政局 和歌山県拠点	和歌山市二番丁3 和歌山地方合同庁舎 5 F		073-436-3831	073-436-0914
和歌山森林管理署 高野森林事務所	伊都郡九度山町入郷5		0736-54-2901	0736-54-3648
大阪管区气象台 (和歌山地方气象台)	和歌山市男野芝丁4		073-422-1328	073-435-3132
近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所	和歌山市西汀丁16		073-424-2471	073-427-1859

資料1 関係機関の連絡先

自衛隊

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号	
陸上自衛隊第37普通科連隊	大阪府和泉市伯太町官有地	代表	0725-41-0090 (内線236~239)	0725-41-0090
		防災(第3科)	7-030-392-400	7-030-392-499
自衛隊和歌山地方協力本部	和歌山市築港1-14-6	073-422-5116	073-422-5118	

県の機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号	
和歌山県	和歌山市小松原通1-1	代表	073-432-4111	
		危機管理・消防課	073-441-2273	073-422-7652
		災害対策課	073-441-2262	
		防災企画課	073-441-2271	
		防災(統制室)	7-030-300-400 7-030-300-402	7-030-300-496 7-030-300-497 7-030-300-498 7-030-300-499
那賀振興局 地域振興部	岩出市高塚209	代表	0736-63-0100	0736-61-0007
		防災(総務県民課)	7-030-320-400	7-030-320-499
岩出保健所	岩出市高塚209	代表	0736-61-0020	0736-61-0013
		防災(総務福祉課)	7-030-320-401	7-030-320-498
那賀振興局建設部	岩出市高塚209	代表	0736-63-0100	0736-61-0034
		防災(総務調整課)	7-030-320-402 7-030-320-403	7-030-320-497
防災航空センター	西牟婁郡白浜町3031-56	代表	0739-45-8211	0739-45-8213
		防災(事務室)	7-030-364-450 7-030-364-451 7-030-364-452	7-030-364-499

警 察

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
岩出警察署	岩出市高塚198-1	0736-63-0110	0736-63-0230
打田交番	紀の川市打田1340-7		
南中駐在所	紀の川市南中361		

資料1 関係機関の連絡先

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
粉河交番	紀の川市粉河948		
長田駐在所	紀の川市別所221-1		
竜門駐在所	紀の川市杉原257-1		
鞆渕駐在所	紀の川市中鞆渕879-1		
那賀交番	紀の川市名手市場309-4		
調月駐在所	紀の川市桃山町調月802-1		
安楽川駐在所	紀の川市桃山町市場141-1		
貴志川交番	紀の川市貴志川町前田128-2		

消 防

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号	
那賀消防組合消防本部	岩出市中迫154	代表	0736-61-0119	0736-63-0819
		防災（通信指令室）	7-030-227-400	7-030-227-499
中消防署	岩出市中迫154	0736-69-0119	0736-61-1801	
東消防署	紀の川市粉河953-2	0736-73-6565	0736-73-8016	
南消防署	紀の川市桃山町調月1491-1	0736-66-1921	0736-66-2595	

指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号	
関西電力送配電(株) 和歌山支店	和歌山市岡山丁40	フリーコール	0800-777-3081	
関西電力送配電(株) 橋本配電営業所	橋本市東家6-7-22	フリーコール	0800-777-3081	
日本赤十字社 和歌山県支部	和歌山市吹上2-1-22		073-422-7141	073-422-7148
西日本電信電話(株) 和歌山支店 (災害対策担当)	和歌山市宇須1-5-41 宇須ビル4F		073-421-9180	073-425-0311
郵便事業(株) 和歌山中央郵便局	和歌山市一番丁4		073-422-0050	073-426-2616
日本放送協会 和歌山放送局	和歌山市吹上2-3-47		073-424-8111	073-426-7013
西日本旅客鉄道(株) 橋本駅	橋本市古佐田1-4-51	お客様センター	0570-00-2486	
日本通運(株) 和歌山支店	和歌山市西浜796-1		073-431-3101	073-428-2669

資料1 関係機関の連絡先

指定地方公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
(一社)和歌山県L P ガス協会	和歌山市黒田102-1	073-475-4740	073-475-4741
(一社)和歌山県医師会	和歌山市小松原通1-1	073-424-5101	073-436-0530
(公社)和歌山県病院協会	和歌山市手平2-1-2	073-436-0437	073-424-5676
(株)テレビ和歌山	和歌山市栄谷151	073-455-5711	073-453-9543
(株)和歌山放送	和歌山市湊本町3-3	073-428-1431	073-428-0785
和歌山電鐵(株)	和歌山市伊太祈曾73	073-478-0110	073-466-3577
和歌山バス那賀(株)	紀の川市藤崎271	0736-75-5220	0736-75-5777
(株)大十ロジスティクス	海草郡紀美野町長谷983-12	073-499-6577	073-499-6877
(公社)和歌山県トラック協会	和歌山市湊1414	073-422-6771	073-422-6121
南海フェリー(株)	和歌山市湊2835-1	073-422-2160	073-422-9335

関係公共機関

機 関 名	所 在 地	電話番号	F A X 番号
紀の川土地改良区連合会	和歌山市雑賀屋町東ノ丁26	073-423-3177	073-431-7188
那賀医師会	紀の川市東大井350	0736-77-3151	0736-77-5334
朝日新聞社和歌山総局	和歌山市七番丁17 和歌山朝日ビル	073-422-2131	073-422-2133
毎日新聞社和歌山支局	和歌山市六番丁5 和歌山第一生命ビル4F	073-431-1411	073-433-0650
読売新聞社和歌山支局	和歌山市雑賀屋町東ノ丁16	073-422-1144	073-422-1146
産経新聞社和歌山支局	和歌山市六番丁43 ハピネス六番丁ビル7F	073-422-1783	073-435-3018
共同通信社和歌山支局	和歌山市八番町11 日本生命ビル5F	073-428-2255	073-433-4310
時事通信社和歌山支局	和歌山市西汀丁36 和歌山商工会議所2F	073-422-5529	073-423-7759
日本経済新聞社 和歌山支局	和歌山市片岡町1-1	073-423-1134	073-426-0714
日刊工業新聞社 南大阪支局	堺市堺区三国ヶ丘御幸通8 三国ヶ丘ビル	072-221-0050	072-221-0051
朝日放送(株)	大阪市福島区福島1-1-30	06-6458-5321	06-6458-1241
関西テレビ放送(株)	大阪市北区扇町2-1-7	06-6314-8888	
(株)毎日放送	大阪市北区茶屋町17-1	06-6359-1123	
讀賣テレビ放送(株)	大阪府中央区城見1-3-50	06-6947-2111	06-6943-7747
相互タクシー(株)	和歌山市松島222	073-473-5500	073-471-4641
(公社)和歌山県バス協会	和歌山市湊1106	073-422-8090	073-433-4049

資料1 関係機関の連絡先

市町村

機 関 名	所 在 地		電話番号	F A X 番号
(県内隣接市町)				
和歌山市	和歌山市八番丁12	総合防災課	073-435-1199	073-435-1299
		防災	7-030-210-400	7-030-210-499
岩出市	岩出市西野209	総務課	0736-62-2141	0736-63-0075
		防災	7-030-221-400	7-030-221-499
海南市	海南市南赤坂11	危機管理課	073-483-8406	073-482-0099
		防災	7-030-211-400	7-030-211-499
紀美野町	海草郡紀美野町動木287	総務課	073-489-5912	073-489-2510
		防災	7-030-212-400	7-030-212-499
かつらぎ町	伊都郡かつらぎ町 大字丁ノ町2160	総務課	0736-22-0300	0736-22-7463
		防災	7-030-231-400	7-030-231-499

資料2 市対策本部（緊急事態連絡室）組織図

災害対策本部 (本部員会議)	本部長	市長	本庁 議会事務局 市長公室 企画部 総務部（兼打田地域） 市民部 福祉部 農林商工部 農業委員会事務局 建設部 上下水道部 会計課 教育部 総合行政委員会事務局
	副本部長	副市長	
	本部付	教育長	
	本部員	議会議務局長 市長公室長 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民部長 福祉部長 農林商工部長 農業委員会事務局長 建設部長 上下水道部長 会計管理者 教育部長 総合行政委員会事務局長 那賀消防組合消防長 公立那賀病院事務局長 消防団長	
本部事務局	事務局長	危機管理部長	支所・出張所
	事務局	危機管理消防課	粉河支所 鞆淵出張所 那賀支所 桃山支所 貴志川支所
災害対策支部	支部員	総務課長 粉河支所長 那賀支所長 桃山支所長 貴志川支所長	(関係行政機関)
			那賀消防組合 公立那賀病院
			(関係団体)
			消防団

※ 緊急事態連絡室設置時においても、これに準じた体制をとるものとする。

資料3 紀の川市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

平成19年3月27日

訓令第36号

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、紀の川市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ。）の交付に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

（定義及び様式）

第2条 この訓令において「特殊標章」とは、別表で定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この訓令において「身分証明書」の様式は、様式第1号のとおりとする。

（交付の対象者）

第3条 市長は、武力攻撃事態等において、国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付を行うものとする。

- (1) 市の職員（消防長の所轄の消防職員並びに水防管理者の所轄の水防団長及び水防団員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 消防団長及び消防団員
- (3) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者
- (4) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

（交付の手続）

第4条 市長は、前条第1号及び第2号に掲げる者に対し、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（様式第2号）に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第3号及び第4号に掲げる者に対し、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（様式第3号）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳に登録し、特殊標章等を作成して交付する。

第2章 特殊標章の交付等

（腕章及び帽章の交付）

第5条 市長は、第3条第1号又は第2号に掲げる者のうち武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項で規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号及び第2号に掲げる者（前項において掲げる者を除く。）並びに第3号及び第4号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

（旗及び車両章の交付）

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付する場合において、必要に応じ、国民保護措置に

係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という。）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項で規定する旗又は車両章（以下「旗等」という。）をあわせて、交付するものとする。

（訓練における使用）

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条各号に掲げる者に対し、腕章等を貸与することができるものとする。

2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

2 前項の場合において、市長が必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して、返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（様式第4号）により、速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

第3章 身分証明書の交付等

（身分証明書の交付）

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項で規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付した者に対し、身分証明書を交付するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申請書（様式第5号）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。また、身分証明書の記載事項に異動があった場合も同様とする。

2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く。）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により、市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者が身分を失ったときまでとする。

2 第10条第2項の規定により、市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は、武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み、市長が必要と認める期間とする。

3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

第4章 保管及び返納

（保管）

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

（返納）

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

第5章 濫用の禁止等

（濫用の禁止）

第16条 特殊標章等の交付を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

2 特殊標章等の交付を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならない。

（周知）

第17条 市長は、特殊標章等を交付する者に対し、当該交付する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

第6章 雑則

（雑則）

第18条 この訓令に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 紀の川市における特殊標章等の交付及び管理に関する事務は、危機管理部危機管理消防課が行うものとする。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月25日訓令第11号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年1月17日訓令第5号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月2日訓令第2号)

この訓令は、令和2年3月2日から施行する。

別表（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		<p>①オレンジ色地に青色の正三角形とする。</p> <p>②三角形の一の角が垂直に上を向いている。</p> <p>③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>※一連の登録番号を表面右下すみに付する。 （例：紀の川市1）</p>
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両章	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

様式第1号（第2条関係）

表面

	<p>紀の川市長</p> <p>身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>	
氏名/Name _____		
生年月日/Date of birth _____		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。</p> <p>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		

交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____ 許可権者の署名/Signature of issuing authority _____		
有効期間の満了日/Date of expiry _____		

裏面

身長/Height _____	眼の色/Eyes _____	頭髪の色/Hair _____
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information : 血液型/Blood type _____ _____ _____		
所持者の写真 /PHOTO OF HOLDER		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本産業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

様式第3号（第4条関係）

特殊標章等に係る交付申請書

年 月 日

紀の川市長 様

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) _____ (ローマ字) _____	生年月日（西暦） _____年____月____日		
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="193 663 1145 1048"> 申請者の連絡先 住 所：〒 _____ _____ 電話番号： _____ E-mail : _____ </td> <td data-bbox="1145 663 1428 1048" style="text-align: center;"> 写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ) </td> </tr> </table>		申請者の連絡先 住 所：〒 _____ _____ 電話番号： _____ E-mail : _____	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
申請者の連絡先 住 所：〒 _____ _____ 電話番号： _____ E-mail : _____	写 真 縦4×横3cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)		
識別のための情報（身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載） 身 長： _____cm 眼の色： _____ 頭髪の色： _____ 血液型： _____（Rh因子 _____）			

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等 （標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載） _____ _____

(許可権者使用欄) 資 格： _____ 証明書番号： _____ 交付等の年月日： _____ 有効期間の満了日： _____ 返納日： _____

様式第4号（第9条関係）

特殊標章再交付申請書

	年 月 日
紀の川市長 様	
申 請 者	
住 所 _____（電話 _____）	
氏 名 _____ ④	
<p>1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号</p> <p>2 紛失（破損等）年月日</p> <p>3 紛失の状況（破損等の理由）</p> <p>4 その他必要な事項</p>	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第5号（第12条関係）

身分証明書再交付申請書

紀の川市長 殿	年 月 日
申 請 者	
住 所 _____ (電話 _____)	
氏 名 _____ ⑩	
1 旧身分証明書番号 2 理 由 3 その他必要な事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備 考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。
 - 3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。
 - 4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。
 - 5 ※印の欄は、記入しないこと。

資料4 被災情報の報告様式

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）

年 月 日 時 分
紀の川市

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 年 月 日

(2) 発生場所 紀の川市△△△□□番地（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

地区名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の地区名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

地区名	年月日	性別	年齢	概況

資料5 安否情報に関する様式

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③ 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③ 出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5） ⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。

様式第4号（第3条関係）

安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 様 (市町村長)		年 月 日	
申請者 住所(居所) 氏名			
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。			
照会をする理由 (○を付けて下さい。 ③の場合、理由を記入 願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ()		
備 考			
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名		
	フリガナ		
	出生の年月日		
	男 女 の 別		
	住 所		
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他 ()
	その他個人を識別するための情報		
※ 申請者の確認			
※ 備 考			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

様式第5号（第4条関係）

安否情報回答書

年 月 日			
様			
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)			
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。			
避難住民に該当するか否かの別			
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別			
被 照 会 者	氏 名		
	フリガナ		
	出生の年月日		
	男 女 の 別		
	住 所		
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日本	その他 ()
	その他個人を識別 するための情報		
	現 在 の 居 所		
	負傷又は疾病の状況		
	連絡先その他必要情報		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」欄に記入すること。

資料6 紀の川市国民保護協議会条例 平成18年3月28日
条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、紀の川市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、30人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事を置くことができる。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第7条 前各条に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

資料7 紀の川市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成18年3月28日
条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、紀の川市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を召集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 前各条に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、紀の川市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。